

令和3年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年5月10日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年5月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	木原 大介	城戸 祐樹	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 坂本 正祐

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 平木 誠志

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

10. 提 出 議 案

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第5号 許可不要転用届について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第8号 農業委員の辞任に関する同意について

その他

吉田事務局長… 起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、令和3年度第2回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

駅からずっとこっちを田んぼを見ながら来ますと、麦の色も本当に黄金色に変わって、あと先ほどの話にありましたように、あと10日か2週間ぐらいすると、麦刈りが始まるんじゃないかなというふうに思います。だんだん、田植の準備やら、苗床づくり、それから、麦刈りと忙しい時期が来ますが、どうぞ病気、けがのないように注意して仕事をしてください。

それから、去年から続いておりますコロナ。この長洲町も新聞で相当毎日のように……。今日の新聞には、長洲町から出てなかったようです。毎日のように出ておりますが、何か変異株の、何か強いウイルスがまた出たようで、用心をして頑張っていたきたいというふうに思います。

今日は2回の定例会総会でございます。よろしく願いいたします。

吉田事務局長… ありがとうございます。

本日の欠席委員の御報告をいたします。3番、坂本委員より欠席の届出の連絡がっております。

あと推進委員さんの平木推進委員さんもお休みという連絡を受けております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長… はい、分かりました。それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第5号「許可不要転用届について」、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第8号「農業委員の辞任に関する同意について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則に基づき、本日の議事録署名委員は、10増岡委員、2番土山委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入ります。

1 ページです。報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… 報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 1 番から 3 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても議案書記載のとおり合意解約というふうになっております。

以上で、報告第 4 号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、報告第 4 号を終わります。

次に進みます。2 ページです。

報告第 5 号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長… 報告第 5 号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 2 ページ、受付番号 1 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお、備考欄に許可不要規程を記載しておりますので、御確認ください。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり、自己保有農地の保全のためとなっております。

また、説明資料、1、2 ページに設置予定地の地籍図及び周辺地図を載せております。

簡単ですが、以上で報告第 5 号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。

はい、どうぞ。

中嶋委員… これは、道。畑ぼどがんになつとですかね。

前田書記… すいません。今地籍図を見ていただいて、御質問いただいたと思う

んですが。

中嶋委員… こっだろう。

前田書記… はい。

中嶋委員… これ、何じゃろうかねと思うて。

前田書記… 今、この畑となっているところが実はもう道路になっていまして、もう町道認定された道路になっております。それで、今宅地のところから黒い線を引いて畑というふうになってはいますが、その勾配が少しついていまして、この黒で塗ってある部分が、勾配、道路が低くなっている部分で、その部分に石積み、段をしてあります。その分をもうちょっと土砂の崩落防止のために、L字擁壁をするということです。

中嶋委員… 石積みはもううっぱずしてあつてでしょう。

前田書記… もう今、外してあつてです。

中嶋委員… あそこ、ずっと石積みやったばつてん、全部きれいに取ってあるごたっけん。

前田書記… 申請されたときは、まだ石積みがあつたんですよね。

中嶋委員… 大体、あそこは、畑ば買うて、宅地と畑とあつたけんが、買うてから、その石積みはもともと宅地んどこっじゃなかつた。ああ、奥か。

前田書記… はい。宅地から農地のほうに。

中嶋委員… ああ、奥か。ばつてん、もうなかがたつたあ。

前田書記… 少しだけ入った部分をL字擁壁にするということ。

中嶋委員… L字に自分でするて。

前田書記… はい。自分で。

中嶋委員… 宅地のために。

中嶋委員… 大体宅地やろけんね。さらつとして宅地にすつとやろか。分かりました。

中嶋委員… 畑ばすつてっちゃ、いっぺんもせずに、土ば盛つてたいね、売つてあるばつてんたいね。だけん、最初からそがん言うてよかばつてんたい。どうして、嘘ついてでん、畑ばせんもんの畑ばすつて言うてっやろかてつくづく思う。次も出てくつとばつてんたい。ほんなこて、ほんなこつば言えよて言うごたつ。こつちもね、そがん思う。

濱北会長… はい、ほかにございませんか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、報告第5号を終わります。

次に進みます。4 ページです。

議案第 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長… それでは、議案第 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 15 ページ、受付番号 1 番から 5 番になります。ちよつとまとめたの案件となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲町役場南東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の 3 ページから 13 ページにわたりますが、併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 2 万 3,532㎡、農作業 9 年の経験があり、1 人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、耕運機 1 台、コンバイン 1 台、営農トラック 2 台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で 15 分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には、地域住民に迷惑をかけないように作業を行うということ事です。

農業の維持発展に関する話合いの活動や参加、地域での取決めに遵守・協力し、地域で定期的に行われる、水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということ事です。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は 3 万 1,583㎡で、下限面積 3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号 1 番から 5 番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の 5 番中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 5 番の中嶋です。先ほども言いましたとおり、この土地もどういふふうに使われるのかというところは分からないんですけども、多分、管理を今まで 10 年間されているということですけども、多分農業は一度もされたことはないということだと思います。区役にも出られることはないかと

思いますけども、ほんなこつば言わすとよかつばってん。ほんなこて農業委員ばだまくらかしとるというか、感じが非常にするということか、よかつたろうかっていうことで思います。農地を買うのであれば、本当に農作業をされる方であれば、その点よかつたでしょうけども、ほとんど買ってから人に貸してしまうと、また、違うことに利用するということで、この中では、若干荒れている圃場もありますし、今は麦を作られている圃場もあります。また、今は米を作られて、今はそのままにされているというところもあります。

地権者にとっては、買うてもろうてよかつたという方もおられるとは思いますが。そういうところで、別にこちらから云々ということないんです。ただ、農業委員が書類上はよく作られてますけども、実質的にはどういうふうに使われるのかというのを知らずにいたら、売買をされているというのは、なかなかあまりよくないのではなかろうかということで、私が非常にそういうふうであります。もう最初の事案も一緒ですし、次の事案も一緒です。そういうところは、今回は、少し考えていただければと。この買われる方にも、よければ、ある程度のところは、本当を書いていただけるようお願いしたいなというところを添えて、よろしく審議のほうをお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 推進委員の中村です。今、言われたとおりでと思います。そのうちだんだん田畑がなくなってしまうんじゃないかという懸念があるということは間違いないと思いますけども。その辺のほうを御理解して、審議のほうをしていただきたいと思います。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員から説明がありました。この件について何か質問はございますか。

中嶋委員がもう話をされたから……。

中嶋委員… 買わんでっちゃよかつたいね。もう売る者はね、高かつたって言って喜んどらすもんな。そういう話は聞きます。だけんが、ああ、よかつたたいという話はするばってんが。ここはもともとじゅるかつたけんですね、埋めちもらうならそるがよかつかなという気もするし、だんだんとこっちゃん方の基盤整備ばしたところから、下んだけんですね。いつかは国道沿いでもあるし、ちょっと、よかつたところだけんですね。発展せなでけんとい

うことじゃろうばってんが。何か嘘つかれて、農業委員は、はいはい、ああよかろう、よかばいたって、百姓するならよかばいたと言うて、いうごた感じばってんが、すぐ違うこつんとに変わってしまうごた形ですね。うーん。よそも、多分そがんかなという気はするばってんが、そんなら農業委員も要らんとやなかつじゃろうかねって、もうそんぐらいでやめとつてくれになるし、ほんなこつのちゃんとその全体のぴしゃっとせなんところはせなんとやろうばってん。そがんとこも関係なかつじゃなかつかなという。何か自分なりに、また、こるば言いぎゃ行かなんとかなくて、自分なりにはちょっと思ったこつのあったもんでですね。

何か玉名んほうもね、買わしたてという話で、あそこも全部埋めてしまいいよるでしょうが。スズキの前かな。玉名の丁度、右さん行って、左側のスズキの前の、あら、あそこはよう壊しよらしたばってん、もうきれいに埋まってしまいいよらすですしね。

濱北会長… あそこは大分高かったですね、下から上までは。

中嶋委員… かなり埋めよるばってんが。畑ばすつとなら、別に埋める必要なかつばってんが、埋めてしまったけん、何か考えとらすやろうけんが。玉名のあちは、玉名の農業委員会にかかるとつとやろうばってんですね。

ほかんとも意見だけ言うたら。なかなか私のところにも、よかつかい、それでつて言わすもんもおらすとですたいね。農業委員は何しよつとかいって言わすもんもおらす。普通の人ばってんですね。どがんかいつて言わすけんが、もう、言わなんところは言わなんぞと言わすけん。

前の人もおらすけんが、非常にやりにつか。議事録も調べよらすじゃなからうかと思ひます。。

濱北会長… なかなか難しい問題ですけど。

楠田委員… こん場所は、前、圃場整備をしたところですか。

中嶋委員… いや、してなか。

吉田事務局長… 圃場整備はしてないです。ちなみに、青地か白地かというのと、白地でもあります。ただ、今は、多分10町以上広がりがあるので、基本、第1種農地になるので、原則が不許可になります。今のところですね。

どういった形というのは分かりませんが、今のところ3条で申請が出ていますので、営農を前提にという審議ですけど、先ほど中嶋委員が言われたとおりの内容ですよ。だから、買ってすぐこれが全部転用できるかというのと、今のところは大体難しいという場所になります。

中嶋委員… 今は難しい。後は分かんんです。

濱北会長… しかし、売る人ですね。この売る人は、よかったという人がほとんどです。

中嶋委員… そがんです。高っかですもん。ぎゃあん、そがん高こう買わすとかいたていうごつ高かもん。だけん、まあだ高うなつとばいたって、俺、思う。そがん今の3倍ぐらいの値段で買わすとばいた。普通の農地の、ていうごたるもん。その6倍にもなりやせんどか。8倍にもなりやせんどか、また、坪になりやせんどかという、気のすつとたい。そがんせんなら、何の損してでは買いはさっさんばってんが、まあだ儲かつとばいたと思う。経営者だけんが。

濱北会長… この買取りが始まったのが、2年の12回の定例会で出ましたよね。

中嶋委員… 手前と間ば買うとらすもんね。

濱北会長… 今回が2回目です。まだ……。

中嶋委員… その前に、その反対側ば買うとらすけんな。

楠田委員… ああ、川沿いの土地はですね。

中嶋委員… 川沿いも基盤整備ばした後ば買うとつとやけんね。

吉田事務局長… あそこは青地が入つとるとこんあつですね。青地はもう基本、農用地の計画ば変えん限りは、まず、転用できんけんが。

中嶋委員… だけん、変わつとつとやろうけん、そこ。

吉田事務局長… そこはちょっと分かんんです。分かんんですちゅうか、ただ、計画ば見直さんとおそらく変わらんんです。

中嶋委員… 議員さんのひゅうって言わすとすぐ変わる。

濱北会長… 法律でん、変えらすけんな。

中嶋委員… かん強か、銭持ってるもんは、どがしこでんさすけん。

楠田委員… 501までずっと買って買収しなはつとやなかつですかね、目的は。

吉田事務局長… そこはちょっと私たちは分かんんです。

中嶋委員… 長洲ば全部取られてしまつとばいた、この人に。

楠田委員… 12ページの、木の植わつとつところ。

吉田事務局長… 12ページですか。

楠田委員… 資料の12ページ。

楠田委員… 木の植わつとつところでしょう。これはもう501からちょっと行ったところでしょう。

楠田委員… 3枚目かそこらでしょう。ちょっとクボタの・・・

吉田事務局長… そうですね。今、私たちが分かっつとは、その辺りば、ちょっと集中的に3条で買いよんなはるといような感じですね。

楠田委員… もうちょっと先が川塘の幼稚園のあつとこでしょう。

吉田事務局長… はいはい。

楠田委員… そこをちょっと行ったら、もう501でつながるですよ。

吉田事務局長… そうですね。

濱北会長… とにかく、全部で予定が4町分ですからですね。

中嶋委員… 501までつながらんと道んなかけん。だけん、一番手前んとば断つと道ができんとばってんですね。

中嶋委員… 一番手前の国道沿いは高かろたい。まあだ。

濱北会長… ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第5号、受付番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号、受付番号1番から5番は、原案のとおり決定し、許可書を交付いたします。
次に進みます。16ページです。

議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

議案書の16ページから19ページ、受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は有明商事のトマトハウス、前からあるハウスの北側になります。

許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の13、14ページを御覧ください。

申請理由につきましては、太陽光発電施設設置に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和3年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、発電設備会社の発電出力計画を満たすのに必要なパネル枚数及び面積のため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、ガス、遊水、捨て石及び粉じんによる影響はなく、パネルの高さは1メートル程度で、傾斜をつける構造のため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給排水設備はなし、雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を、また、農業委員の5番中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… これにつきましては、有明生コンさんの手前ですね。あそこ、有明生コンだったろう。

事務局… 有明商事。

中嶋委員… 有明商事、生コン。B & Gのこの生コンのところの手前から入ったところです。ここは、昔から湿田でじゅるかったです。もうトラクターを入るとねまるって感じで、じゅるいと、この辺の田んぼはじゅるかということですね。実質的、太陽光ということで、1枚奥に狭い田んぼがまだあるんですね。ここが若干やりにくいかなという気はするんですけども、別に、多分許可は取られていると、隣の方からもらっているのかなと思いますので、別に太陽光をつけられてもいいのかなという形に思っております。手前のほうは若干荒れていますけども、手前というか、隣の片一方の隣は荒れてますけども、ぜひ建てるについては、問題ないかなということだと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 今、詳しく言われたように、別に何の支障もございませんので、

あとはよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第6号、受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成ですので、議案第6号、受付番号1番は、原案のとおり許可相当として提出し、意見を送付いたします。

次に進みます。20ページです。

議案第7号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… 議案第7号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、21ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。22ページが、今回の借手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、23ページ、賃借権4件、9筆、1万1,583㎡。

続いて24ページ、使用貸借権3件、3筆、2,891㎡となっております。

以上、議案第7号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件については、何か質問等ございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定をいたします。

本日の最後です。25ページです。議案第8号「長洲町農業委員会委員の辞任に関する同意について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… それでは、議案第8号、長洲町農業委員会委員の辞任に関する

同意について、先月 当の委員会の中でも御報告等差し上げておりましたが、3番の坂本正祐委員より、令和3年4月13日付で、任命権者である長洲町長宛てに辞任届が提出をされております。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、長洲町長及び農業委員会の同意を得て辞任ができるということになっており、町長のほうからの諮問ということが、農業委員会に対して出されておりますので、今回お諮りするということでございます。

辞任の理由といたしましては、一身上の都合ということになってございます。

説明資料の15ページに町長からの諮問、16ページに辞任届を添付させておりますので、併せて御確認をいただければと思います。

以上、議案第8号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… それでは、採決をします。議案第8号について、原案のとおり同意することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第8号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから何か質問等はございますか。御意見でも質問でも何でも結構です。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局よりお願いします。

(その他事務局説明)

濱北会長… これをもちまして、全て終了いたしました。令和3年度第2回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

吉田事務局長… 起立。礼。

閉会（終了 午前10時34分）